

## 新生活が狙われる！引越し直後を狙った訪問販売トラブルに注意！

「引越し直後に訪問してきた業者から、管理会社と関連があるような説明を受け契約したがウソだった」などといった引越し直後の若年者を狙った訪問販売に関するトラブルが寄せられています。新生活がスタートする3、4月は特に注意しましょう。



### 相談事例

- 賃貸住宅に引っ越した当日に「換気扇フィルターを購入しないか」と業者が訪問してきた。訪問業者は、賃貸住宅の管理会社と関連があるような口ぶりで、「この居住者はみんな購入している」などと説明してきた。居住者全員が購入しているなら仕方ないと思い、その場で現金3万円を支払い、換気扇フィルターを購入した。不審に思い後日管理会社に確認したところ、管理会社と訪問業者は全くの無関係であることがわかった。
- 賃貸住宅に引っ越した当日に「管理会社から紹介され、水回りの防カビ工事の勧誘に来た」と業者が訪問してきた。管理会社が紹介したのであれば工事が必要なんだろうと思い、その場で現金10万円を支払い、翌日に水回りの防カビ工事をしてもらった。不審に思い後日管理会社に確認したところ、「紹介してない」と言われ、訪問業者の説明が嘘だとわかった。

### 注意

- 引越し直後は荷解きや各種手続などで慌ただしい上、新しい生活に不慣れな時期でもあるため、いつもより冷静な判断ができなくなりがちです。そのため、業者の話信じてその場ですぐに契約せず、少しでも疑問を感じたら必ず管理会社に確認しましょう。
- 訪問販売で契約した場合、契約書面を受け取った日から数えて8日以内であればクーリング・オフ（契約解除）ができます。相談事例のようにクーリング・オフ期間内に工事が行われた場合でも、8日以内であればクーリング・オフは可能です。

### ポイント

- 不安なことがあったりトラブルに巻き込まれた場合には、一人で悩まず、最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

### 相談室

- ◆ 愛媛県内の全ての市町に「消費生活相談窓口」が設置されています。
- ◆ 愛媛県消費生活センターでも消費生活に関する相談を受け付けております。



消費者庁 消費生活ホットライン188イメージキャラクター  
「イヤヤン」

## 消費者ホットライン 188

（最寄りの消費生活相談窓口につながります。）

又は 愛媛県消費生活センター 089-925-3700(相談専用)